# 家畜衛生便り

No.380 令和4年10月25日発行 西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3 TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1 TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページURL

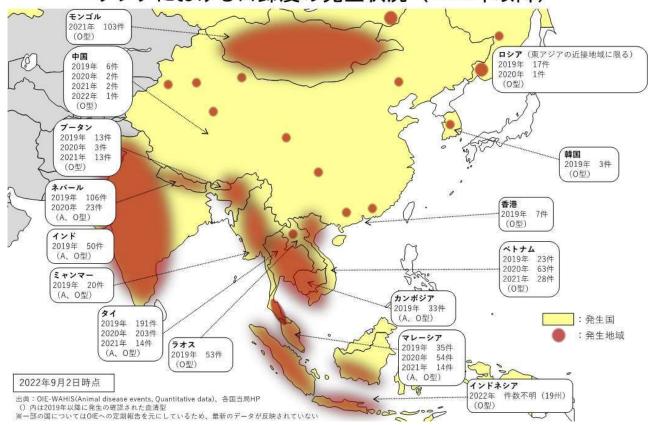
https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/

## 飼養衛生管理基準の遵守について再確認を!

国内や周辺国において,特定家畜伝染病が発生しています。

### 口蹄疫

### アジアにおける口蹄疫の発生状況(2019年以降)



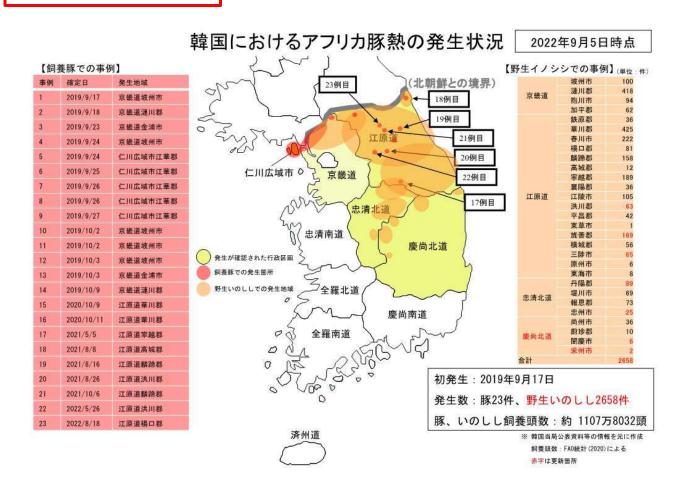
口蹄疫は,中国等の近隣諸国で継続的に発生しており,人や物を介して日本へ侵入するリスクが極めて高い状況にあります。

# 豚熱

#### 県内における野生いのしし感染状況(令和4年10月21日現在)

	区分	発見場所	個体情報	病性判定日
1 例目	死亡	徳島市上八万町	幼獣・オス	7月25日 (月)
2例目	死亡	名東郡佐那河内村	幼獣・オス	8月4日(木)
3例目	死亡	徳島市上八万町	成獣・メス	8月13日 (土)
4例目	死亡	徳島市名東町	幼獣・オス	8月14日(日)
5例目	死亡	名東郡佐那河内村	幼獣・オス	8月26日 (金)
6例目	死亡	徳島市上八万町	成獣・オス	8月26日(金)
7例目	死亡	徳島市一宮町	幼獣・オス	9月2日(金)
8例目	死亡	名西郡神山町	幼獣・メス	9月2日(金)
9例目	捕獲	名西郡神山町	幼獣・オス	9月2日(金)
10例目	死亡	名東郡佐那河内村	幼獣・オス	9月10日(土)
11例目	死亡	名西郡神山町	幼獣・オス	9月14日(水)
12例目	死亡	吉野川市山川町	幼獣・オス	9月22日 (木)
13例目	捕獲	名東郡佐那河内村	幼獣・メス	10月7日(金)
14例目	死亡	名西郡神山町	幼獣・メス	10月8日 (土)
15例目	死亡	徳島市入田町	成獣・メス	10月10日(月)
16例目	捕獲	名西郡神山町	成獣・メス	10月18日(火)

# アフリカ豚熱



# 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

#### 令和4年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

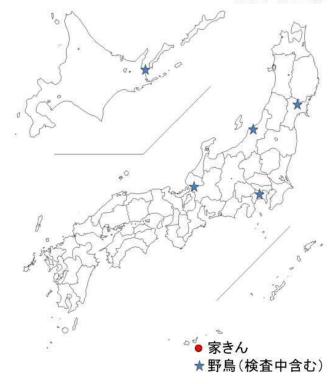
MAFF 農林水産省

(令和4年10月20日時点)

#### 〇野鳥 6事例

※詳細は環境省HP参照 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird flu/

	検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
1	神奈川県伊勢原市	9/25	ハヤブサ	HPAI	H5N1
2	宮城県栗原市	10/4	マガン	HPAI	H5N1
3	福井県南越前町	10/11	ハヤブサ	HPAI	H5
4	北海道別海町	10/8	糞便(ガンカモ類)	HPAI	H5
5	宮城県栗原市	10/14	マガン	HPAI	H5
6	新潟県新潟市	10/16	ハヤブサ	HPAI	H5



※ HPAI:高病原性鳥インフルエンザ LPAI:低病原性鳥インフルエンザ

## 韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2022年10日以降)

(別添)



海外からの肉製品の違法な持ち込みに対する対応が 厳格化されています!

### 日本へ入国される皆様へ To everyone entering Japan

現在、アジアをはじめ世界各国において、

# 動物の悪性伝染病である**口蹄疫、** アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ

が発生しています。

There has been outbreaks of malignant animal infectious diseases such as Foot-and-mouth disease, African swine fever, Avian Influenza in Asia and around the world.

### 注意! Caution!

ほとんどの国からの肉、ハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品は日本へ持ちこむことはできません。許可なく持ち込んだ場合は処罰されます。

It is prohibited by Japanese law to bring meat, sausages, bacon or any other meat products into Japan without permission from the Animal Quarantine Service. Those who bring those products into Japan without permission could be prosecuted.



日本到着時に履き物の消毒を行っています。

家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控えください。

農場に立ち入ったり、家畜に触れたり、ゴルフシューズなどの土のついた靴をお持ちの方は、日本到着時、税関検査の前に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。

Your shoes need to be disinfected on arrival at Japan.

Please refrain from visiting farms keeping livestock (cattle, pig, sheep, goat etc.).

Passengers who have visited a farm, or been in contact with livestock or who have shoes contaminated with soil such as golf shoes should stop at the Animal Quarantine Servece before the Customs inspection.

詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

#### 日本国 農林水産省 動物検疫所

Animal Quarantina Service

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan http://www.maff.go.jp/aqs



アフリカ原熱に感染した原(養研機構動物衛生研究部門提供) Infected pig with ASF (Ref.: NIAH, NARO)

### <連絡先>西部家畜保健衛生所

〇吉野川庁舎 0883-24-2029

○東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています